

不適切な勤務に係る懲戒処分の基準（標準例）

1. 標準的な処分量定

行 為 等 の 態 様		基 準
一般服務關係		
1	欠勤 ① 正当な理由なく 10 日以内の間、勤務を欠いた教職員 ② 正当な理由なく 11 日以上 20 日以内の間、勤務を欠いた教職員 ③ 正当な理由なく 21 日以上の間、勤務を欠いた教職員	減給又は戒告 停職又は減給 免職又は停職
2	遅刻、早退 正当な理由なく勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた教職員は、当該遅刻又は早退により勤務を欠いた時間数を日数換算の上、1 の欠勤の例による。	免職、停職、減給又は戒告
3	休暇の虚偽請求、勤務態度不良、虚偽報告、営利企業等従事 ① 私傷病休暇、特別休暇、介護休暇等について虚偽の請求をした教職員 ② 勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた教職員 ③ 事実をねつ造して虚偽の報告を行った教職員 ④ 許可なく営利企業等に従事した教職員	減給又は戒告 減給又は戒告 減給又は戒告 減給又は戒告
4	職場内秩序びん乱 ① 上司等に対する暴行により職場の秩序を乱した教職員 ② 上司等に対する暴言により職場の秩序を乱した教職員	停職又は減給 減給又は戒告
5	違法な職員団体活動 ① 地方公務員法第 37 条第 1 項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は県（市町村）の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした教職員 ② 地方公務員法第 37 条第 1 項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった教職員	減給又は戒告 免職又は停職
6	秘密漏えい 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員	免職又は停職
7	政治的行為の制限違反 ① 地方公務員法第 36 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して政治的行為をした教職員 ② 地方公務員法第 36 条第 3 項の規定に違反して政治的行為を行うよう職員に求める等の行為をした教職員 ③ 公職選挙法第 136 条の 2 の規定に違反して公務員の地	減給又は戒告 停職又は減給 免職又は停職

位を利用して選挙運動をした教職員		
8	公務員倫理違反 ① 賄賂を收受した教職員 ② 利害関係のある事業者等から供應接待を受けた教職員 ③ 利害関係のある事業者等と共に飲食し、遊戯をし、ゴルフをし、又は旅行をした教職員	免職又は停職 停職、減給又は戒告 戒告
9	内部通報 ① 非違行為の事実を内部機関に通報した教職員を詮索し、又はこれに不利益を及ぼし、若しくは及ぼそうとした教職員 ② 事実をねつ造して非違行為を内部機関に通報した教職員	停職又は減給 減給又は戒告
公金等取り扱い関係		
1	横領、窃取等 公金等の横領、窃取等の行為をした教職員	免職
2	紛失、盗難、出火等 ① 公金等を紛失した教職員 ② 重大な過失により公金等の盗難に遭った教職員 ③ 過失により職場において出火等を引き起こした教職員	減給又は戒告 減給又は戒告 減給又は戒告
3	県（市町村）の財産の損壊 故意又は重大な過失により職場において県（市町村）の財産を損壊した教職員	減給又は戒告
4	公金等の不適正処理 公金等の不適正な処理をした教職員	減給又は戒告